

「都城市地域通貨給付事業」概要

1 都城市地域通貨給付事業の概要

事業名	マイナポイント活用マイナンバーカード普及促進事業
通称	都城市地域通貨給付事業
目的	都城市が発行する <u>電子地域通貨を個人番号カード(マイナンバーカード)の取得者に対し給付することにより</u> 、市内における地域経済の活性化を図るとともに、デジタル社会のインフラとなるマイナンバーカードの普及促進及びキャッシュレス決済の推進を図る
対象者	マイナンバーカードを取得した都城市民
給付	<u>都城市地域通貨7,000円分</u>
利用方法等	①マイナンバーカードを取得 ②スマートフォンに地域通貨アプリ「にくPAY」をインストール ③マイナポイントアプリ(マイキープラットフォーム)でマイキーIDの設定、にくPAYアプリを選択、自治体マイナポイントの給付申請 ④アプリに7,000円分の地域通貨(以下「ポイント」という。)を付与 ⑤市内の加盟店でアプリを使って <u>QR決済</u> でお買い物
ポイントの利用期間等	申込期間： <u>令和3年7月下旬から令和3年12月28日まで</u> 利用期間： <u>令和3年7月下旬から令和4年1月31日まで</u>

2 にくPAYの利用可能店舗

にくPAYによる決済を利用できる店舗(以下「加盟店」という。)の登録資格は、市内に事業所を有するものであって(市の施設で営業活動を行うものは、この限りでない)、かつ、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有し、又は有する予定のあるものとする。また、インターネットに接続された端末等の準備ができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更正手続き又は再生手続きを行っている者
- (2) 法人にあっては役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者であって、これらと同等以上の支配力を有するもの)、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者が、法人でない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者が、個人事業者にあっては当該個人が都城市暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団関係者であるもの
- (3) 個人事業者にあっては当該個人が、個人事業者以外のものにあつては当該団体の代表者が、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者であるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第1項第1号を除く。)に規定する風俗営業を営むもの
- (5) 市税を滞納しているもの

3 にくPAYの利用制限（共通事項）

下記に定める事項については、にくPAYによる決済の利用はできません。

- (1) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (2) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- (3) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 株式・先物・宝くじなどの金融商品
- (5) たばこの支払
- (6) 次に掲げる取扱店舗の収入にならないものに対する支払
 - ① 振込用紙での支払
 - ② インターネット、通販等での買物に対する支払
 - ③ チケット（コンサートチケット、航空券等）代の支払
- (7) ポートレース、パチンコ等遊興娯楽費の支払
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する風俗営業に関わる支払
- (9) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払
- (10) 国や地方公共団体への支払及び公共料金等の支払
- (11) 生命保険料・損害保険料等の保険料の支払
- (12) 前各号に掲げるもののほか市が指定するもの

4 加盟店申請

- (1) 申請期間 令和3年7月2日（金） から 令和4年1月31日（月）まで
- (2) 申請方法
 - ① 「にくPAY事業加盟店認定申請書及び誓約書兼同意書」
 - ② 「にくポイントの利用に係る請求事務について」
 - ③ 「にくPAY事業加盟店認定申請書及び誓約書兼同意書の提出にかかる確認書」以上3点に必要事項を記入し申請します。
※振込先口座確認のため、通帳の写しも提出してください。
- (3) 申請先 都城商工会議所 及び 都北商工会連絡協議会（中郷商工会）
※申請先は店舗所在地によって異なります。
店舗所在地を管轄する商工会等に申請してください。

5 ポイントの使用

加盟店は、利用者が都城市地域通貨アプリを使用して加盟店に置かれた二次元バーコードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するポイントを減じる操作を行い、加盟店において、同操作が行われたことを確認することにより、決済を実施するものとします。

6 ポイント取引金額の振込み

- (1) 振込み日 市がポイント取引金額を毎月1日～15日分、16日～末日分（以下「取扱期間」という。）で締め、1日～15日分は当該月の末日（末日が祝休日の場合は前営業日）までに、16日～末日分については翌月の15日（15日が祝休日の場合は前営業日）までに加盟店が指定した振込先口座に、取扱期間のポイント取引金額を支払います。
- (2) 取引金額の確認 加盟店は取扱期間の最終日から3日以内に、にくPAYの管理画面で当該取扱期間における取引履歴を確認します。